

クリスチャニティー特別委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は、クリスチャニティー特別委員会と称する。

(使命と目的)

第2条 本委員会の使命と目的は、国際憲法第2条第1項の「イエス・キリストの教え」を最も大切なこととして、またその精神をワイズメン活動に生かしていくために、次の各号をまとめて示し、提案することにある。

「キリスト教」理解の指針を示す。

「キリスト教」理解に関わる具体的な実践例を提案する。

(位置)

第3条 本委員会は、定款施行細則第12条第1項に基づき特別委員会として設けられる。

(構成)

第4条 本委員会は、理事が任命した数名の委員により構成される。

2. 本委員会は、理事の承認を得て小委員会を設置することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げないが、本委員会の目的が達成された年度をもって終了する。

2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(役職委員)

第6条 本委員会は、次の役職を置く。

1. 委員長 1名 チャプレン 1名

2. 前項の役職は、理事の任命により選出する。

(役職委員の職務)

第7条 1. 委員長は、本委員会を統括し委員会を代表する。

(付則)

第8条 この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2004年4月4日 制定 2005年11月28日 改正
2004年4月5日 施行 2005年11月28日 施行